

【勤続年数早見表】

※基準日は、令和3年3月31日現在です。

※病休、育休、産休等による実務に従事していなかった期間は勤続年数から除算となります。

就労開始年月	勤続年数	区分	受賞対象者（確認事項）
令和2年4月	1年	対象外	○ 勤続「5年未満」の方は対象外です。
平成31年4月	2年		
平成30年4月	3年		
平成29年4月	4年		
平成28年4月	5年	5年	○ 5年に到達した方 同一事業者の区内保育施設に継続して「5年以上6年未満」勤務しており、基準日が属する年の9月1日に引き続き勤務している方。
平成27年4月	6年	対象外	
平成26年4月	7年		
平成25年4月	8年		
平成24年4月	9年		
平成23年4月	10年	10年	○ 10年に到達した方 同一事業者の区内保育施設に継続して「10年以上11年未満」勤務しており、基準日が属する年の9月1日に引き続き勤務している方。  家庭内保育者として区内で「10年以上11年未満」勤務している方で、引き続き勤務している方。  ○ 20年に到達した方 家庭内保育者として区内で「20年以上21年未満」勤務している方で、引き続き勤務している方。  <すべての区分での注意事項>  履歴書で該当する区分の勤続年数が確認できること。
平成22年4月	11年	対象外	
平成21年4月	12年		
平成20年4月	13年		
平成19年4月	14年		
平成18年4月	15年		
平成17年4月	16年		
平成16年4月	17年		
平成15年4月	18年		
平成14年4月	19年		
平成13年4月	20年	20年	

※ 勤務月数は、1ヶ月未満の端数日を繰り上げ、1ヶ月として算入します。

就労開始月	勤務月数
4月就労	12ヶ月
5月就労	11ヶ月
6月就労	10ヶ月
7月就労	9ヶ月
8月就労	8ヶ月
9月就労	7ヶ月

就労開始月	勤務月数
10月就労	6ヶ月
11月就労	5ヶ月
12月就労	4ヶ月
1月就労	3ヶ月
2月就労	2ヶ月
3月就労	1ヶ月